

大学等における新型コロナウイルス対策チェックリスト

項目	確認
1. 教職員の就業について	
(1) 感染対策への対応に従事している教職員の業務実態に応じて、例えば、部署を超えた応援体制の整備が行われているか。	はい・いいえ
(2) 妊娠中の看護師の代替職員確保や危険手当（新型コロナ）の措置がされているか。	はい・いいえ
(3) 不要不急の業務は後回しとし、現場の負担を軽減するよう配慮しているか。	はい・いいえ
(4) 大学病院などでいわゆる「無給医」を診療にあたらせているという報道があるが、賃金の支払いや労災保険の適用など、しっかりと労働条件を整備しているか	はい・いいえ
(5) 教職員が新型コロナウイルスに感染し、就業制限となる期間については、有給の特別休暇（常勤・非常勤問わず。以下同じ）とされているか。	はい・いいえ
(6) 新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した場合や、感染したかどうか判別できないが発熱等の風邪症状が見られる場合は、原則として自宅待機等の措置を講じ、その期間については有給の特別休暇としているか	はい・いいえ

「いいえ」の場合の要求根拠等
F: 「大学病院における患者受入れ体制の整備」に補正予算案25億円を計上。「未知の感染症である新型コロナウイルス感染症を克服するため、大学病院の医療機器等を整備し、必要となる高度医療人材を養成する」とある。医療従事者の補充等は示されていないが、現場の実態・必要性に応じて政府・文科省へ予算措置等の要望をあげるよう要請する。
4月15日付で日本看護協会が政府へ要望書を提出。 https://www.nurse.or.jp/up_pdf/20200416173648_f.pdf
・東京大学の事務連絡（令和2年4月21日）が参考になります（全大教ホームページ：組合員ログインで閲覧可） https://zendaikyo.or.jp/index.php?key=bbeurtwrx-21#_21 ・新型コロナウイルスに関連した文部科学省関係の手續等についての対応 https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00002.html
・日経新聞（4月22日付で文科省が全国の大学病院に対し、院生などが診療に当たっている場合、給与を支払うこと、雇用契約や労務管理を適切に行うこと、労災保険の対象になるため保険料の支払いの徹底を求める事務連絡） https://www.nikkei.com/article/DGXMZO58403770T20C20A4CR800
G: 国家公務員の勤務に関して、人事院3月1日通知項目1で、出勤困難休暇の対象と明記されている。
G: 国家公務員の勤務に関して、人事院3月1日通知項目3で、出勤困難休暇の対象と明記されている。

(7) 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の臨時休業によって子の監督等が必要になる教職員に対して、有給の特別休暇を付与する等の配慮を行っているか。	はい・いいえ
(8) 育児や介護等、職場の実態等に応じてテレワークや時差出勤を推進しているか。	はい・いいえ
(9) 授業開始の延期等に至った場合の代替策を講じるにあたっては、現場の意向を十分に踏まえて無理のないようにしているか。	はい・いいえ
(10) 必要な授業回数確保のためにやむを得ず土日・祝日での講義を行う場合は、時間外・休日労働手当を適切に支給しているか	はい・いいえ
(11) 授業開始の延期や開講予定授業の中止等に至った場合には、例えば非常勤講師等の収入減が予想される教職員に対して、次年度の授業準備、自主学習支援、自宅研修等に従事させる等により、収入減とならない措置を講じているか。	はい・いいえ

G：国家公務員の勤務に関して、人事院3月1日通知項目4で、出勤困難休暇の対象と明記されている。
A-7. 「非常勤職員等の業務体制の確保に関する事／各設置者の判断で授業期間の弾力化や休校等を行う場合においては、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すこと。／また、授業期間の弾力化は、単位の修得に必要な学修時間を変更するものではないことから、仮に、授業数が減少したり、休校により教室における授業を行わない場合であっても、例えば、非常勤講師であれば学生の学修時間確保のための補講授業や遠隔授業における指導のほか、課題研究等に関する出題や評価指導等、授業科目を担当する教員として、本来実施する予定であった教室における授業と同等程度の学修指導を行うことが必要であること。また、他の職員についても何らかの業務に携わることが可能であると想定されるところであること。／なお、基本的には上記のとおり引き続き類似の業務を行うことにより対応することが考えられるが、これが困難である場合には、例えば、本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど、適切に対応することが考えられること。」

<p>(12) 教職員（非常勤講師を含む）が自宅でテレワークやオンライン授業を行うのに必要な機材やインターネット環境の整備に必要な費用を自己負担とせず、適切に支給しているか。</p>	<p>はい・いいえ</p>
<p>(13) 非常勤講師に対し、授業の実施方法などを遅滞なく適切に連絡しているか。</p>	<p>はい・いいえ</p>
<p>(14) 業務を行うにあたって、大学施設（教室や事務室など）の衛生管理（密集しない座席配置、換気、消毒など）を実施し、消毒液の設置、マスクの配布などを行っているか。</p>	<p>はい・いいえ</p>
<p>2. 学生の修学・学習機会の保障、教育・研究活動の停滞の防止</p>	
<p>(1) 修学、経済的支援、健康等、学生にとって重要な困りごとに関する相談窓口を設置しているか。</p>	<p>はい・いいえ</p>
<p>(2) 修学、経済的支援、相談窓口等、学生にとって重要な情報を、適切な方法で速やかに学生に周知しているか。</p>	<p>はい・いいえ</p>
<p>(3) 授業開始の延期等に伴い、学生の学習機会の保障のための代替策を講じているか。また、単位認定や卒業・修了に影響が及ばない措置を講じているか。</p>	<p>はい・いいえ</p>
<p>(4) 講義に関しては、単位の実質性を担保した上で、教室等での対面形式で行われるものにこだわらず、オンライン授業等を用いた柔軟な対応ができるようにしているか。</p>	<p>はい・いいえ</p>

<p>神田外語大（非常勤講師に対して交通費を支給しない代わりにオンライン授業準備手当を一律5万円支給したとの情報） https://twitter.com/amch6031/status/1251363546467905536</p>
<p>厚労省のチェックリスト https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000617721.pdf</p>
<p>東北大（学生ピアサポーター（約2500人）や学内専門家がオンラインでアドバイスを実施） https://www.tohoku.ac.jp/japanese/2020/04/news20200423-01-shien.html</p>
<p>緊急に経済的支援が必要な場合には、大学に相談することも含め、例えば、以下のネット記事の内容を、広く学生全員に紹介することなどを要求する。 https://news.yahoo.co.jp/byline/suetomikaori/20200423-00174772/</p>
<p>A-1. 「大学等における感染拡大の防止について／（…略…） (4) 大学等において、臨時休業や出席停止の指示等を行う場合については、単位認定、卒業及び課程の修了の認定又は学位の授与等に関し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等を通じて弾力的に対処することで学生の進学・就職等に不利益が生じないように配慮すること。」</p>

<p>(5) オンライン授業を実施するにあたり、十分な通信環境を持たない学生も公平に受講できるよう、PCやルータ等を貸与する、通信費用を補助する、大学の教室やPCルームを開放する等の措置を行っているか。</p>	<p>はい・いいえ</p>
<p>(6) 附属図書館や研究室・設備等の学習・研究に必要な学内施設については、感染対策を十分に行った上で利・使用できるようにしているか。また、データベースなどに教職員・学生が学外からアクセスできるような措置をとっているか。</p>	<p>はい・いいえ</p>

<p>H: 「十分な通信環境を持たない学生に対しては、地域における新型コロナウイルス感染症の影響の程度にもよりますが、大学等の教室やPCルームを開放する、PCやルータ等を貸与する等の方法により対応することが考えられます」</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 龍谷大 (情報環境が準備できない学生にノートPCやWi-Fiルータを貸与) https://www.ryukoku.ac.jp/nc/news/entry-5437.html ・ 桜美林大 (新生全員に端末機器を一台無償貸与) https://www.obirin.ac.jp/covid-19/r11i8i0000042cv4.html ・ 東北大 (ネット環境が不十分な学生全員にノートPCとWi-Fiルータを無償貸与) https://www.tohoku.ac.jp/japanese/2020/04/news20200423-01-shien.html ・ 獨協大 (全学生に「遠隔授業支援特別奨学金」として10万円を給付) https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200423003391.html ・ 芝浦工業大 (全学生に前期オンライン授業対応用の6万円の臨時奨学金を給付) https://www.shibaura-it.ac.jp/news/nid00001106.html 	<p>F: 「学校等衛生環境改善 (トイレ・給食施設等)」として106億円の補正予算案計上。うち国立大学等が46億円。配分された予算の学内活用をチェック、要求する。</p>
---	--

(7) 新型コロナ感染の広がりや自粛等による経済的影響が深刻化する中、進学予定の学生と在学中の学生を支える家計の悪化が懸念されるので、入学金・授業料の納付時期や形式を弾力化するとともに、修学の継続が困難になる学生に対して臨時的追加の経済的支援（入学金・授業料免除等）を行っているか。

はい・いいえ

A-4. 「授業料等の学納金に係る取扱いや学生の修学支援について
／（１） 経済的に困難な学生への授業料等の納入の猶予については、令和2年3月17日付通知でお願いしているところ、入学や新学期の開始に当たり、各大学等において、新型コロナウイルス感染症の影響等により、学生の学資を負担している者の状況が変化し、授業料、入学金、施設使用料等の学納金の納付が困難な者に対しては、各大学等においてそれぞれ実施している授業料等の納付猶予、免除及び減額に関する制度等も踏まえて、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いや減免等のきめ細かな配慮をいただきたいこと。／

（２） 令和2年度から開始される修学支援新制度においては、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した場合には、現下の状況にかんがみ、「生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合」に類するものとして取り扱い、家計急変の申込を可能とするため、詳細について別途発出する事務連絡も参照の上、その旨を十分周知いただきたいこと。また、日本学生支援機構の貸与型奨学金でも、家計が急変した学生に対し、緊急採用・応急採用を随時受け付けているため、その旨を十分周知いただきたいこと。／

（３） 日本学生支援機構の奨学金に係る手続等の期限等については、別途、日本学生支援機構から各大学等にお知らせすること。」

・和光大（学費納入を9月1日まで延長可）

<https://www.wako.ac.jp/campuslife/tuition-scholarship/tuition.html>

・龍谷大（学費納入を7月15日まで延長可。または3回（5月15日、6月15日、7月15日）に分けての納入可）

<https://www.ryukoku.ac.jp/nc/news/entry-5411.html>

		<p>F:「家計が急変した家庭の学生に対する支援」として補正予算案に7億円計上。「新型コロナウイルス感染症の影響によって、家計が急変した世帯の学生に対する授業料減免等の支援を実施する。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北大（困窮した学生に1億円規模の奨学金を支給／学生をピアサポーター（約2500人）、オンライン授業推進のエキスパートティーチングアシスタント（100人）として雇用） https://www.tohoku.ac.jp/japanese/2020/04/news20200423-01-shien.html ・広島大（困窮する学生に1ヵ月3万円の応急学生支援金を支給） https://www.hiroshima-u.ac.jp/news/57715 ・東京農工大（生活要支援の学生・院生に5～10万円の奨学金を給付） https://www.tuat.ac.jp/campuslife_career/campuslife/fee/syogakki/syogakkin_tat/
<p>(8) 卒業予定の学生への就職内定取り消しの防止策を早急に講じているか。また、内定取り消しを受けた学生の大学施設利用を認める等、就職活動の再開に向けて必要な支援策を講じているか。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>A-6. 「学生に関する配慮について／(...略...) (3) 就職活動については、令和2年3月13日付事務連絡等にて周知しているとおり、政府において、各方面に対し、2020年度卒業・修了予定者等に対する採用選考活動の柔軟な日程の設定、多様な通信手段を活用した企業説明会の実施や、2019年度卒業・修了予定等の内定者への採用内定の取消防止等について要請を行ったが、引き続き学生が安心して学生生活や就職活動に臨めるよう、こうした対応について周知いただくとともに、積極的な情報提供や相談等の対応等をお願いしたいこと。また、採用内定の取消等を受けた場合には、ハローワークや労働局に相談するよう周知・誘導を行っていただきたいこと。」</p>

(9) 感染拡大防止の観点から我が国及び諸外国で入国の制限が始まり、今後さらに広がる可能性があり、このことによって、送り出し及び受け入れの留学生が、留学先国に入れない、あるいは本国に帰国できない等の不利益が発生しつつある。こうした留学生の修学に支障をきたすことのないようにしているか。

はい・いいえ

A-1. 「大学等における感染拡大の防止について／（…略…）」

（４）各大学等の教育活動の実施にあたっては、修業年限に係る学校教育法（昭和22年法律第26号）第87条等の趣旨を踏まえ、長期的な見通しの下、計画的な実施に努めること。なお、入国拒否や隔離・停留等の措置により、留学生等が4月から大学等の教育活動に参加できない事態も想定されるが、補講授業、遠隔授業、授業中に課すものに相当する課題研究等を活用し、年間を通じて学修時間を確保するための方策を大学等が講じていることを前提に、当初の予定どおり4月に入学したものと取り扱うことは差し支えないこと。」

A-3. 「遠隔授業の活用について／（…略…）」（４）外国人留学生については、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）」（以下「上陸基準省令」という。）では、専ら通信により教育を受ける場合は在留資格「留学」に応じた活動としては認められていないこと。ただし、今般の新型コロナウイルス感染症の対策として、学校運営上の対策を講じる目的などの観点から、必要な範囲内において、遠隔授業を実施することは、在留資格「留学」に応じた活動として認められる場合があること。なお、渡日前の遠隔授業の実施については、上陸基準省令に抵触するものではないこと。」

A-5. 「留学生に関する配慮について／日本人留学生及び外国人留学生については、令和2年3月16日付け事務連絡「日本人留学生及び外国人留学生に関する新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について（依頼）」（※）にてお示ししているとおり、学生への危機管理情報の提供、奨学金支給に関する取扱いの周知、履修登録等の修学上の配慮、連絡体制の確保や保険加入の案内等について御配慮いただきたいこと。／（※）事務連絡掲載URL／https://www.mext.go.jp/content/20200214_mxt_gakushi02_000004520_0001.pdf」

F：「新型コロナウイルス感染症対策のための国立青少年教育施設の活用」として補正予算案に12億円計上。「今後帰国する日本人留学生等を受け入れるため、(独)国立青少年教育振興機構が有する施設のうち、利便性が良く、規模の大きい施設の既存宿泊室の衛生環境を整える。」

3. 上記に関する予算措置について

(1) なお、上記の感染対策及びそれに関する措置によって、教職員、学生及び法人が負う経済的負担については、政府が責任をもって補償の措置をとるよう、国大協等を通じて政府に要望をしているか。

はい・いいえ

《要求根拠欄・政府・文科省の文書記号凡例》

A：令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）（令和2年3月24日） https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf

B：新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した学生等への支援等について（周知）（令和2年3月26日） https://www.mext.go.jp/content/20200327-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf

C：大学等における臨時休業の実施に係る考え方等について（周知）（令和2年4月1日） https://www.mext.go.jp/content/20200401-mxt_kouhou02-000004520_04.pdf

D：学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について（令和2年4月1日） https://www.mext.go.jp/content/20200401-mxt_kouhou01-000004520_6.pdf

E：新型コロナウイルス感染症対策に関する大学等における学事日程等の検討状況について（令和2年4月7日） https://www.mext.go.jp/content/20200407-mxt_koutou01-000004520_1.pdf

F：令和2年度文部科学省補正予算（案）（4月7日） https://www.mext.go.jp/content/20200407-mxt_kaikesou01-10001477_00-1.pdf

G：新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて／（令和2年3月1日職職—104）／（人事院事務総局職員福祉局長発）

https://www.jinji.go.jp/kisoku/tsuuchi/15_kinmujikan/1510000_R2shokushoku104.htm

H：大学等における遠隔授業の実施に当たっての学生の通信環境への配慮等について（通知）（令和2年4月6日）

https://www.mext.go.jp/content/20200407-mxt_kouhou01-000004520_5_1.pdf

nl